

箕面市議会基本条例(素案)パブリックコメント実施結果について

意見募集の実施状況

- (1) 募集期間 平成 30 年 7 月 2 日（月曜日）から 7 月 31 日（火曜日）まで
- (2) 提出状況 16 人 75 件
- (3) ご意見に対する考え方 次のとおり

※ご意見は、原則として原文のまま公表しています。ただし、意見を提出された方が特定されるおそれがあると判断したものや著作権の保護のために必要な箇所は、部分的に修正しています。

NO	条項	いただいたご意見	市議会の考え方
1	前文	1 前文は、箕面市議会の理念と役割をもっと語り、議会のあり方について自らと市民に決意表明するものであってほしい。 条例をつくるのは、「開かれた議会、行動する議会になること」が最終目的でなく、議会・議員が調査研究・広聴・熟議を重ね、「箕面市議会の総意として最良の意志決定を導くこと」「導かれた決定について説明責任を果たすこと」そして「その遂行をチェックすること」が議会に与えられた役割であることを議会・議員が自覚し、市民が確認するためであると思います。その大事な肝の部分が、前文からあまり伝わってこないのが残念です。 日本各地の地方議会での数々の不祥事が起き、市民からの議会に対する信頼が薄れる中、市民の信頼をとりもどし共に歩んでいけるよう、理念を語り、自らのあり方について決意表明をする前文であってほしいと思いました。	ご指摘いただいたことは、第 1 条でうたっておりますので、前文は原案のままいたします。
2	第 1 条 目的	第 1 条中「二元代表制の一翼を担う」を「日本国憲法第 93 条第 2 項の規定に基づいて地方公共団体の長、その議会の	二元代表制という用語は、地方自治法などの法令にも本市

		議員が地方公共団体の住民が、直接これを選挙することにかんがみ」に改める。	の条例等にも定めのないことばですが、「二元代表制の一翼を担う」という表現の方が意図するところが市民のみなさまにも分かりやすく伝わりやすいと考えました。原案のままいたします。
3	第1条 目的	第1条中「二元代表制の一翼を担う」を「日本国憲法第93条第2項の規定に基づいて地方公共団体の長、その議会の議員がともに住民から直接選挙されていることにかんがみ、」に改める。	
4	第2条 議会の活動原則	第2条各号列記以外の部分中「市の最高意思決定機関」を「議事機関」に改める。	法律用語の「議事機関」より「市の最高意思決定機関」の方が読んでくださる市民のみなさまに分かりやすく伝わりやすいと考えました。原案のままいたします。
5	第2条 議会の活動原則	選挙によって市民から負託され、それに寄与する認識が不十分。各常任委員会、本会議は、理事者上程議案を市民サイドの視線に立って議論すべき。	今後の参考にさせていただきます。
6	第3条 議員の活動原則 第11条 議論の充実	理事者の政策提案に対し各党各会派の独自分析、調査が不十分。事前通告システムを取りながら、初歩的な質問。執行部も初歩的答弁。時間の無駄。	今後の参考にさせていただきます。
7	第3条 議員の活動原則	第2章 議員の活動原則に関連して、第3条1、議会としての「合意形成」の内容をわかりやすく表現できないでしょうか。「合意形成」は政策立案をさすのか、議会運営をさすのか、対象がわかりません。	議会が決めるべきすべての事柄を合議で決定しますので、議決事件や議会運営等すべてが含まれます。
8	第4条 会議の公開	第4条中「原則公開とする」を「公開する」に改める。	地方自治法又は箕面市議会委員会条例に基づく秘密会が例外として存在しているため、「原則」という言葉を用いています。
9	第4条 会議の公	第3章 市民と議会の関係の第4条については、会議の公	幹事長会議は現在非公開としており、条例に追加できない

	開	開の範囲を幹事長会議も含めるべきではないでしょうか。公開と参加によって議会への関心や理解が深まると考えます。	との結論に至りましたので原案のままいたします。
10	第4条 会議の公開	市役所一階ロビーでの議会のライブ、録画放送をご検討いただけるでしょうか。	5年前に議会改革検討会議（専門部会）で検討しましたが、配線工事等の経費の面から実施を見送った経緯がございます。現在はホームページで議会のライブ・録画放送を実施しています。
11	第6条 情報の発信及び広報活動	市議会だより「ささゆり」に、『市民の声』欄の新設を。（傍聴して、政策に対して、地域の課題など）	今回は条例素案に対するパブリックコメントですので回答は差し控えますが、今後の参考にさせていただきます。
12	第7条 課題の共有	今回の条例案において、私は「課題の共有」というところが一番重要だと考えます。 これまでの意見交換会では議会がテーマを設定し、地域や団体の意見を聞いてこられました。私は一市民として、ぜひ「災害時の対応」について話し合う場を持ってほしいと思います。 この6月から7月にかけて、箕面では大阪北部地震とその後の豪雨を経験しました。私の住んでいる地域は地震による被害はあまりありませんでしたが、ハザードマップでは「土石流法定警戒区域」にあたるため、7月5日夜10時過ぎに「避難指示」が発令されました。7月8日に避難指示が解除されるまで、どういう方法で周知され、そして実際にどういう動きがあったのか、今後のためにぜひ知りたいと思います。行政と地域住民による連携というのが具体的にどういう形で行われたのかも知りたいと思いました。地震による被害も同じ箕面市内でもかなり差があったようで	条例素案は、約2年かけて議論・検討し、パブリックコメントでは16名の方から貴重なお時間・お手間をおかけしてご意見を応募いただきました。本条例をできるだけ早期に上程し施行したいと考えておりますので、予定どおり9月議会に上程し10月中に公布・施行をめざします。 議会の「災害時の対応」につきましては、検討する必要がありますことから、議会改革検討会議で検討が始まっています。今後、条例に盛り込むべきとなれば、条例の見直し作業に入らせていただきます。 なお、今年度も地域別意見交換会（地域の方と議員との意見交換会）を開催します。各地域の課題についての自由な意見交換の場ですので、テーマを防災のみに限定することはできませんが、ぜひともご参加ください。

		す。今回の災害をテーマに、地域ごとに市民と議員が同じテーブルについて、情報を共有し、みえてきた課題を追求し、具体的な政策にしていくことが大切だと思います。そこに議会の存在意義があるのではないのでしょうか？ 今回の災害からみえてきた課題をぜひ、今後の災害対策に活かしていただきたいと強く思います。基本条例を9月議会で提案、10月施行という流れのようですが、今、一番大切なことはこの条例案の基本理念を具体的に活かすことではないのでしょうか？ できればなるべく早くに、意見交換会を開催し、そして9月議会で議論していただきたいと思います。議会基本条例の制定はその後でも決して遅くはないと思います。	
13	第7条 課題の共有	「地域別意見交換会」は、引き続き積極的に取り組んでほしい。市民と議員の直接対話は、理事者側に対し市政への大きなインパクトとなる。交換会の意見集約には議会としての対応、理事者の意向、回答をはっきり示してほしい。	第7条のとおり、市民のみなさまの多様な意見をお聞きする意見交換の場を継続的に実施していきます。 地域別意見交換会でお聞きしたご意見は、各会場の担当議員や各常任委員会の委員が担当部局から現状や考え方などを調査し、取扱いを協議しています。ご意見に対する回答は、より見やすく分かりやすくなるよう工夫を重ねて、市議会のホームページで公表しています。
14	第7条 課題の共有	政治の世界から聞こえる声を拾うと「生産性のない人間に社会保障サービスを享受するのはいかなものか？」また国民の中にも「障害者は価値のない人間」といった極端な思想が広がりつつあり、生きづらい世の中になっていると思います長年にわたり箕面市は、人権や福祉の充実を掲げ、社会保障制度の中で弱者の市民を守る施策を掲げてきまし	本市議会では、平成27年から市民のみなさまとの地域別・分野別意見交換会を開催し、地域や各団体の抱える課題や市政・市議会へのご意見などをお聞きし、意見交換をしています。出された意見は各議員が本会議や常任委員会で市長等に対して質問や質疑するなどの方法により、市政に活かされるようにしています。今後も、第7条のとおり、市

	た。 そんな中、昨年 12 月のクリスマスに大変痛ましい虐待死事件があり、私も市民の一人として胸が詰まる思いでした。制度が充実し相談窓口や支援機関も複数あるにも関わらず、一人の子どもの命が消えてしまったことは衝撃的でした。虐待死事件を見ても市民の世帯構成も複雑化しており、従来の法制度に適応しないケースも増えてきていると思います。 その他、ひきこもりの問題、ひきこもりの子を支える高齢化の親の問題（5080問題）、自死問題、独居老人の孤立死など。従来は家族の支えで、行政は、法に人を合わせる対応で解決できていたケースも現代では難しくなっております。少子高齢化が進み、単身世帯も増加し、今後の行政サービスは、個人に焦点をあて、人ありきの法制度、個人に法を合わせる手法にチェンジする必要性を感じています。制度のはざまで公的扶助には当てはまらない複合的な課題ケースは、ぜひ議会でもんでもらい新たな政策提言の場づくりとなるように市民と協働し、市民の声をしっかり聞いて議会で議論いただきたいと思います。 少子高齢化の中でも箕面市は人口が増え、船場の開発における新たな街づくりも急ピッチで進められています。未来を担う子どもの学校教育においては、どんな子どもでも「共に学び、共に生きる」という政策の元、すべての子どもが豊かなで創造的な学校教育が受けられているのかどうか？しっかりと議会の場でチェックして頂きたいと思います。 学校によっては、1 クラス 40 人規模でクラス運営がされていますが、きめ細やかな公教育の充実をはかるには、1	民のみなさまの多様な意見をお聞きする意見交換の場を継続的に実施していきます。 なお、今回は条例素案に対するパブリックコメントですので、個々のご意見に対する回答は差し控えますが、今後の参考にさせていただきます。
--	---	--

		クラス 30 名程度の規模が望ましいと思います。教室数、教員数の課題があるかとは思いますが、議会でも 1 クラス 30 名学級の実現は議論いただきたく思います。このような声が議会に届いているのかそれとも届いていても議論されていないのかわかりませんが、市民の声が届く議会になっていただきたいと思います。 そこで第三章の市民と議会の関係はとても重要です。第三章にあるように市民に開かれた議会運営がされ、意見交換会の場の拡大と市民の意見から政策提言ができる道筋をしっかりと作っていただく必要があると思います。老いも若きも高齢者も障害者もひとり親世帯も L G B T も外国人も、市民の多様性を重視し、1993 年に施行された箕面人権宣言にあるように「市民が涙を流すことがないように」切にお願いしたいと思います。	
15	第 7 条 課題の共有	その中で 7 条課題の共有があります。地域意見交換会もその一つですが多様な住民の意見を拾いあげて各機関からの回答を公表されてはいますが市民は議員がその課題を議員間で議論していただく事によって問題を共有されると思っていたのですが議論されたかも不明です。結論、結果に至るまでの過程を行政担当部署も含めた議論にしていただければと思います。	第 7 条のとおり、市民のみなさまの多様な意見をお聞きする意見交換の場を継続的に実施していきます。 地域別意見交換会でお聞きしたご意見は、各会場の担当議員や各常任委員会の委員が担当部局から現状や考え方などを調査し、取扱いを協議しています。ご意見に対する回答は、より見やすく分かりやすくなるよう工夫を重ねて、市議会のホームページで公表しています。
16	第 7 条	・市民参加ということで 7 条など「意見交換の場を設ける」となっているが、それをどうやって具体化してゆくのが全く分からない。	市議会では、平成 27 年から市民のみなさまとの地域別・分野別意見交換会を開催し、地域や各団体の抱える課題や市政・市議会へのご意見などをお聞きし、意見交換しています。

			今後も先進自治体議会の動向も調査研究しながら新たな形の意見交換会に進化させていけるように、現に開催している意見交換会のみを指すような条文にならないように、あえて第7条では「意見交換の場」という表現を用いました。
17	第7条 課題の共有	本条例についての提案 1. 年2回以上の議会報告会の導入 出前、出張報告会など、アウトリーチに積極的に取り組むこと、自由討議を行う 公務災害の対象とする措置 議員が審議過程（首長との事前調整等）を公開することに積極的であるという姿勢をみせる	ご提案については参考にさせていただきますが、条文は原案のままいたします。
18	第7条 課題の共有 第8条 請願及び陳情	3 「第3章：市民と議会の関係」で「課題の共有（7条）」などを掲げるなら、このパブコメをとる前に、議会として「意見交換の場」や「説明会」を行なうべきです。 前文で「市民とともに歩んできました」や「開かれた議会、行動する議会」を記述し、第3章で市民との関係をあげるのなら、まず、この条例を作る過程でその内容を実行してほしいと思いました。 今後も、この条例に記述された内容の遂行と市民への周知をお願いします。 （特に3章、中でも8条をしっかりと市民に周知してほしいです）	今回は条例素案の説明会を行いませんでしたが、議長・副議長が様々な市内の団体の総会などに出席したときに、また各議員もそれぞれの活動において、市議会がこれまで議会改革を進めてきたことやその集大成として議会基本条例の制定をめざしていることを説明し、パブリックコメントを実施することを多くの市民のみなさまに知っていただくことを優先しました。 ご指摘は、今後の参考にさせていただきます。
19	第7条 課題の共有 第18条 議会改革の推進	（意見（1）） 5年間の取り組みを経て、箕面市では「開かれた議会」が実効性のある「行動する議会」である事を示せる第一歩として、「箕面市議会基本条例（素案）」の市民への説明会の在り方が、さぞかし熟議されただろうと期待していました	今回は条例素案の説明会を行いませんでしたが、議長・副議長が様々な市内の団体の総会などに出席したときに、また各議員もそれぞれの活動において、市議会がこれまで議会改革を進めてきたことやその集大成として議会基本条例の制定をめざしていることを説明し、パブリックコメント

	が、ちがっていました。開かれた議会としてこの説明会は必要不可欠だったでしょうが、開催されず失望しました。 第 18 条にある議会改革検討会議は、これまでは市民が開示請求しなければ議事録が見られなかったのに、この会議は本当に「公開されていた」と言えるのでしょうか。他の会議となぜ同じではなかったのでしょうか。 今回「基本条例」に「公開」とあるので、今後は検討会議も専門部会とともに「議事録の公開」と「動画配信」を、必要な予算確保の上でスタートされるのでしょうか。お待ちしています。 又、今回まだ決定に至らず素案から外された数々の課題こそは、諸々の理由があるにせよ、今後につながる「一層の改革」や「見直し」のカギだと思いますので是非”付記”など何らかの形で記録に残す事が、全議員が投入された時間、膨大な研究と会議の産物として大切だと思いますが、いかがでしょうか。 (意見(2)) 現在の箕面市では、”市民と行政”の間には個別の課題が存在し、直接話し合えるよういつも窓は開かれています。 もう一方で、”市民と議会”の接点は大変少なく、議会そのものについて考えたり、関心を持って話し合う機会はあまり有りません。 そんな中で、「箕面市議会基本条例」の検討過程にかかわれる事は、市民として議会と実感を持って触れ合える良い機会だと可能な限り傍聴しました。	を実施することを多くの市民のみなさまに知っていただくことを優先しました。 ご指摘の議会改革検討会議の議事録は、作成及び公開する方向で検討しています。動画配信については、検討課題であると認識しています。 また、今後、議会改革の進展に伴い、議会基本条例に反映すべきとなれば、その都度、第 27 条に則り見直してまいります。 なお、今年度も地域別意見交換会（地域の方と議員との意見交換会）を開催します。各地域の課題についての自由な意見交換の場ですので、テーマを議会基本条例のみに限定することはできませんが、ぜひともご参加ください。
--	--	--

		議会にとっても市民との接点を多様にするには、会議の公開、議事録の公開、動画配信に加えて、「素案」を説明しながら意見を交わすのは絶好のチャンスであったのに残念です。 市民が参加しつつ、議会改革が継続されてこそ「信頼される議会」になっていくと思います。 (提言) 今秋の意見交換会は、この「議会基本条例」をテーマとして開催する事を検討して頂きたい。	
20	第8条 請願及び 陳情	議会は市民の意思を代弁する唯一の機関である。市民意見、請願、陳情に対する採否について重要課題として、慎重・丁寧に取り扱って頂きたい。	今後ともご期待に添えるよう頑張ってまいります。
21	第8条 請願及び 陳情	2. 請願だけではなく陳情についても意見陳述の機会を確保すること	ご提案については参考にさせていただきますが、条文は原案のままいたします。
22	第8条 請願及び 陳情	第8条 請願及び陳情 本条例の素案で請願、陳情は、政策提案と位置づけており、歓迎するものです。現行では、請願者の説明時間は10分程しかなく質疑があったとしても十分な時間ではありません。陳情についても議会では議論していただけない場合が多くありますが、結果だけで理由の説明はありません。 請願や陳情について市民が意見を充分のべられように、また、陳情等の審議ができない場合では、少なくともその理由をのべ、公開すべきです。政策提案として市民の要望や陳情を積極的にうけとめる姿勢を表現していただければとおもいます。政策立案について、分野に応じて市民の推薦による研究者や専門家を招致することも取り入れて頂きた	「請願者の説明時間」や「陳情の取扱い」については、しっかりとした検討が必要になると思いますが、本条例での明文化は難しいと考えておりますので、原案のままいたします。

		いと考えます。	
23	第 10 条 監 視 及 び 評 価	3. 第 10 条の「監視及び評価」について、具体的な仕組み 作りを行うこと	ご提案については参考にさせていただきますが、条文は原 案のままいたします。
24	第 10 条 監 視 及 び 評 価 第 11 条 議 論 の 充 実	チェック＆バランス（二元代表制）が機能しているか？理 事者執行部の説明資料だけで追認。十分に質疑、議論を尽 くしているとは思えない。執行部の答弁が専門性に欠け、 通り一遍に終始している。（議論の充実、監視と評価）	今後の参考にさせていただきます。
25	第 11 条 議 論 の 充 実	各常任委員会に付託される議案が増え、内容也多岐にわた る。重要議案（特に補正も含めた予算、管理者、条例等） には修正を加えるなり、延会、日程を追加、議論を尽くす べきである。（見直し手続き）	今後の参考にさせていただきます。
26	第 11 条 議 論 の 充 実	8. 市長は議会に計画、政策施策、事業等を提案するときは政策等の水準を高めるため、次の政策等の決定過程を説明しなければならない ①政策の発生源 ②検討した他の政策案等の内容 ③他の自治体の類似する政策との比較検討 ④総合計画における根拠または位置づけ ⑤関係ある法令及び条例等 ⑥政策等の実施にかかわる財源措置 ⑦将来にわたる政策等のコスト計算 9. 政策形成過程に関する資料提出の義務化、資料要求権の明記	条例素案の作成過程で、市長等が説明すべき内容について 具体的に列挙することの是非が議論され、条例素案の表現 でご提案の内容が包括できているとの結論に達しました。 原案のままいたします。 また「政策形成過程に関する資料提出の義務化」「資料要求 権の明記」については今後の参考にさせていただきますが、 条文は原案のままいたします。
27	第 11 条	4. 議員の質問に対する市長や市職員の「反問権」の付与	ご指摘の「反問権」について、本市議会では平成 26 年から、

	議論の充実	5. 委員会、本会議において議員の議員に対する反問権、質問を認める 6. 議員に市長、市職員に対する反問権を認める 7. 議論の論点、争点を明確化するために「一問一答方式」を導入する	市長等が議員からの質問や質疑の趣旨をその議員に対して確認することができる「確認権」を導入しています。今回、第11条第4項において、それを明文化しました。 本会議の一般質問における「一問一答方式」は、平成26年から導入しています。
28	第11条 議論の充実 第12条 政策立案等	第11条 議論の充実、12条政策立案について、議論の充実のためには、市長提出議案の資料は欠かせません。議会の政策立案はとても大事です。条例案では、要点を明確にした資料の提出を求めるとしてありますが、議員が求めた場合の詳細な資料提出も明記すべきではないでしょうか？要点が明確かどうかは結果であって、調査や政策立案に資料は欠かせないものです。市との協同や市民との協同で政策を立案する場合も同様です。	今後の参考にさせていただきますが、条文は原案のままいたします。
29	第13条 議決事件の拡大	第13条中「(仮称)箕面市議会議決事件拡大条例（平成●年箕面市条例第●号）」を「条例で定める」に改める。	議会基本条例に関連する条例はできる限りその条例名称を入れて、「議会基本条例を読めば関連する条例が分かる」条例をめざしました。原案のままいたします。
30	第13条 議決事件の拡大	20. 地方自治法が定める議会の議決事件を、市政に直接かわる都市計画プラン、住宅マスタープランなどの計画にも拡大する	議決事件の拡大項目につきましては、議論・検討した結果、総合計画（基本構想、基本計画）を議決事件とすることとしました。
31	第14条 議員間討議	16. 本会議、委員会等、議員相互間の自由討議の推進 議員間で自由に討議する時間を増やす	議員間討議については、すでに取り入れており、手法の検討を重ねています。
32	第17条 政策会派	2 一人会派も政策会派として認め、議会運営委員会や幹事長会議などの構成員とすること。 第17条に、「政策会派を2人以上で結成することができる」とありますが、議員活動をする上において、「人と組む組まない」や「何人で組むか」は、その議員の選択であり、	本市議会が採用する政策会派制度は、議会運営の効率化を図るためのものであり、平成6年12月の議会運営委員会及び平成16年9月の全員協議会で一人政策会派は政策会派としては扱わないことを決定していますので、条文は原案のままいたします。

		当然、誰とも組まず一人でやる「一人会派」も政策会派の1つとして認められるべきです。（『箕面市議会政務活動費の交付に関する条例』の第2条にある「会派」と「政策会派」を同等とみてほしいと思います。） 特に、一人会派の議員が、陳情書・意見書の扱いや議会運営方法など、政策会派間での意見調整や合意形成を行なう代表者の会議（議会運営委員会・幹事長会議・議会だより編集会議など）に出られない状態におかれているのは、公平性を欠いています。議決については会派構成人数の和で決めればいいのであって、一人会派を認め、その代表も構成員として、代表者の会議にでられるよう改革を求めます。 < 条例例 > 第17条 議員は、政策及び理念等を共有する会派（以下「政策会派」という。）を結成することができる。なお、所属議員が一人の場合も「政策会派」として認められる。	なお、本条例で定める政策集団としての「政策会派」と箕面市議会政務活動費の交付に関する条例で定める「会派」とは、その設置の目的や役割が異なります。
33	第17条 政策会派	17条政策会派について効率的な議会運営を行なう為、政策会派間で意見調整及び合意形成に努めるとありますが、現在箕面市議会の議員構成は、5会派21名と無所属2名となっています。文字どおりであれば無所属2名との意見調整、合意形成はどう行われるのか。市議会議員全てが市民の負託を受けており同一の権利を有していると思われませんが、どう解釈すれば良いのでしょうか。効率的な運営とありますが、議会の審議によって完成度の高い政策にする為には様々な意見があつてこそ健全な運営がなされるとのこともあるようです。	本市議会が採用する政策会派制度は、議会運営の効率化を図るためのものであり、平成6年12月の議会運営委員会及び平成16年9月の全員協議会で一人政策会派は政策会派としては扱わないことを決定していますので、条文は原案のままいたします。なお、本条例で定める政策集団としての「政策会派」と箕面市議会政務活動費の交付に関する条例で定める「会派」とは、その設置の目的や役割が異なります。

34	第 17 条 政策会派	17. 政策会派の条文化は、「首長翼賛体制」強化につながるか等、慎重な議論が求められる	本市議会が採用する政策会派制度は、議会運営の効率化を図るためのものです。
35	第 18 条 議会改革 の推進	議会改革検討会議の「議事録公表」「動画配信」を求めます。 この条例制定が「議会改革」の過程の一環であり、条例に「議会の活動原則」を謳うのであれば、そもそも議会改革検討会議の議事録公表、動画配信こそが市民参加の第一の基礎インフラである。現段階において「議事録」「動画配信」がなく、議事録に代わる「意見集約表」を開示請求する手続きを踏まなければ議事内容が把握できない状況のまま、市民参加の前進は考えられない。「市民の代表たる議会」の活動原則を定め、改革をより前進させることをめざすのであれば、まずは「公開」「公表」の原則を実現し、議会と市民の間の誠実な信頼関係を築くことから始めるべきと考える。	議会改革検討会議の議事録は、作成及び公開する方向で検討しています。動画配信については、検討課題であると認識しています。
36	第 18 条 議会改革 の推進	18 条議会改革の推進について 6 条の情報の発信及び広報活動にある多様な手法で議会改革の推進内容を発信する必要があるのではないのでしょうか。これまでの議会改革検討委員会においても議事録がありませんでした。充実していただきたいと思います。	議会改革検討会議の議事録は、作成及び公開する方向で検討しています。動画配信については、検討課題であると認識しています。
37	第 19 条 議員研修	第 19 条を次のように改める。 (議員研修) 第 19 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。 2 前項の議員研修の充実に当たっては、多様な分野から専門的知識を取り入れるよう配慮しなければならない。 3 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員	ご提案の第 1 項及び第 2 項については、意図するところは同じだと思いますので、原案のままいたします。 ご提案の第 3 項の「議員就任後の全議員の研修」については、議会改革の理念を全議員で共有するため必要と考えますので、本条例第 18 条第 4 項に反映いたします。 「第 18 条第 4 項 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の理念を全議員で共有しなければならな

		就任後、速やかに全議員を対象とした研修を実施しなければならない	い。」
38	第 20 条 議 会 事 務 局	第 20 条第 2 項中「その任命権を行使する」を「公正に行使しなければならない」に改める。	第 15 条で議長は公正な議会運営を行うことが規定されていることから、原案のままいたします。
39	第 20 条 議 会 事 務 局	第 20 条第 2 項を次のように改める。 2 議長は、議会事務局の事務局長及び書記の人事に関し、公正にその任命権を行使するものとする。	
40	第 20 条 議 会 事 務 局	第 20 条第 2 項中「その任命権を行使する」を「公正に任命権を行使しなければならない」に改める。	
41	第 20 条 議 会 事 務 局	第 20 条を次のように改める。 (議会事務局) 第 20 条 地方自治法第 138 条第 2 項の規定より、議会に事務局を置く。 2 議長は、議会の政策立案機能の充実並びに円滑な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の強化を図らなければならない。 3 議長は、議長は、議会事務局の事務局長及び書記の人事に関与し、地方自治法第 138 条第 5 項の任命権を公正に行使しなければならない。	
42	第 20 条 議 会 事 務 局	1 5. 議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する	意図するところは同じだと考えますので、原案のままいたします。
43	第 20 条 議 会 事 務 局	4 議会事務局の「仕事内容の見直しや議員との役割分担の工夫」や「議員からの供出」で 議会独自の職員を雇える予算を捻出して、人件費確保の	ご指摘は、様々な課題が想定されますので、まずは課題の整理が必要と考えます。

	第 22 条 予算の確保	努力をすること。(20 条・22 条) 二代表制をいうなら、議会事務局の職員は議会の予算で雇うようにすべきです。(まずは全員でなくても、法務や財務の専門家を独自に外部から雇えるだけの予算を確保すべきだと思います。) そのために、前提として、事務局職員全体にどんな役割や仕事を求めるのか、たとえば、「議会だよりの編集」「議長や委員長の読み原稿づくり」「視察の手配」など、どこまでを議員がやってどこまでを事務局にやって頂くのか、改めて見直す必要があると思います。 22 条とも関連しますが、財政が厳しい中、仕事内容を見直して必要人数を考え直したり、各自が政務活動費や給与やボーナス加算分から出し合うなど、工夫しながら議会独自の人件費を捻出してほしいと思います。	
44	第 23 条 議員定数	「素案 第 23 条 2」によれば、「議会は、議員の定数の改正に当たっては、行財政改革の視点に加え、市政の現状や将来の展望を勘案し、議会の権能を十分に発揮できるよう考慮しなければならない」とされていますが、議員定数を定めるに当たってこのような視点に立つことは、本来の議会の在り方に照らして見るならば誤りであると思います。 「第 23 条 2」によれば、議員定数を決定するに当たって最も優先すべき視点は「行財政改革」であり、他の要件はそれに付随すべきものとされています。この視点から、議員定数は本来、一層削減すべきもの、との結論を導くのは容易であり、現に定数削減が本市議会でも行われてきております。	ご指摘のとおり「行財政改革のみを根拠とした安易な議員定数の削減を避ける」という合意のもと第 23 条を定めていますので、原案のままいたします。

		しかし、議員定数の決定と行財政改革とは、本来まったく次元を異にするものであり、「行財政改革」を主として、議員定数の決定に従とする考え方は、市議会の本来の在り方、ひいては市政の本来の在り方に反するものと言わざるを得ません。 「素案の解説」でも述べられているとおり、議会の本来の使命は、「市民の代表として多くの民意を市政に反映させる」という点にあります。多様な市民の、多様な意見を市政に反映させるということこそ、市議会の本来の使命であり、議員定数はこの使命を果たすことを何より目的として定められるべきものであります。 行財政改革を議員定数の決定の際の第一の視点として、定数は削減すればするほど良しとする考え方は、議会の本来の使命を蔑ろにする、まったく誤った考えであると断ぜざるを得ません。	
45	第 23 条 議員定数	第 9 章 第 23 条 議員定数については、市民福祉の向上を保障することを明記されたい。	第 1 条に「市民福祉の向上」が盛り込まれていることから、あえて第 23 条でのみ追加する必要はないと考えます。条文については、原案のままいたします。
46	第 24 条 議員報酬	(議員報酬) 第 24 条第 2 項を次のように改める。 2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、箕面市特別職議員報酬等審議会条例 (昭和 41 年箕面市条例第 34 号) に定める特別職議員報酬等審議会の意見を聞き、社会情勢や本市の財政状況を勘案し、議員としての活動、役割、責任等を十分に考慮しなければならない。	議員報酬は第三者の意見を参考として改定されるものです。その判断基準に加えて、議員報酬を改定する際の視点を本条例に規定するものであることから、原案のままいたします。

47	第 25 条 政 務 活 動 費	1 8． 政務活動費の使途をランキング形式でわかりやすくホームページ等で公開する。	今回は条例素案に対するパブリックコメントですので回答は差し控えます。市役所別館 1 階行政資料コーナー及び市議会ホームページで政務活動費関係書類を公開しています。
48	第 26 条 最 高 規 範 性	第 26 条で最高規範を定めることは条例に形式的効力に影響を及ぼすため、削る。	議会基本条例を本市議会の例規体系の最上位に位置づけるという意味で、「最高規範」という用語を用いています。原案のままいたします。
49	第 26 条 最 高 規 範 性	第 26 条で最高規範を定めることは条例に形式的効力に影響を及ぼすため、また、最高規範であることを定めることは進歩がなくなるおそれがあるため、第 26 条は「この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない」に改める。	
50	第 27 条 見 直 し 手 続	第 27 条中「その内容及び結果を公表する」を「必要な措置を講じ、その内容及び結果を公表する」に改める。	同条第 1 項に適切な措置を講じるとの規定がありますので、原案のままいたします。
51	第 27 条 見 直 し 手 続	27 条見直し手続きについて常に市民に向けた議会になるようにさらなる努力をしていただき、公開の議論をお願いします。	本条例の見直しは、公開の議会改革検討会議で議論されることになる予定です。
52	第 27 条 見 直 し 手 続	・ 27 条の見直し手続きについても、いつ、どうやってやるのか、が、全く、分からない。	議会基本条例の見直しの時期、手法等については、現時点では決定しておりませんが、見直すべき課題が発生する都度、見直しをします。
53	第 27 条 見 直 し 手 続	1 9． 本条例の見直しを議会改革検討会議において毎年実施すること	議会基本条例の見直しの時期、手法等については、現時点では決定しておりませんが、見直すべき課題が発生する都度、見直しをします。
54	その他	パブリックコメント募集の前に以下を行うべきと考えま	今回は条例素案の説明会を行いませんでしたが、議長・副

		す。 ①広範囲の市民を対象にした条例素案の説明会ないし意見交換会を期限ありきではなく複数回開く。 ②素案策定過程における議事録の公表 ＜理由＞条例素案第 2 条「議会の活動原則」各項に示されている通り、条例制定の目的、めざすもの、また素案策定に至る議論の経過、主な論点などを広く市民が共有してはじめて、意味のあるコメントが可能になる。条例素案第 5、7 条に「議決状況の公表」「課題の共有」が謳われ、また条例素案第 27 条「見直し手続き」の解説に「市民への説明責任を果たす」とあり、ならば素案策定段階においてこそ課題共有、丁寧・慎重な手順がより求められる。	議長がさまざまな市内の団体の総会などに出席したときに、また各議員もそれぞれの活動において、市議会がこれまで議会改革を進めてきたことやその集大成として議会基本条例の制定をめざしていることを説明し、パブリックコメントを実施することを多くの市民のみなさまに知っていただくことを優先しました。 今後、議会がパブリックコメントを募集する際の参考にさせていただきます。
55	その他	・今回のこのパブリックコメントについても、どれだけの市民が知っているのか！？それを知らせる試みをしなければ、何もならない。	ホームページや市議会だより「ささゆり」・市広報紙「もみじだより」、支所や生涯学習センターなどの窓口に加え、議長・副議長が各団体の総会等で、また各議員がそれぞれの議員活動において説明し、チラシを配付しました。
56	その他	第 3 条の次に次の 1 条を加える。 (議員の政治倫理) 第 3 条の 2 議員は、重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、政治倫理の向上に努めるとともに、市民の代表として相応しい品位及び識見を養わなければならない。	条例素案の作成にあたり、本市議会がこれまで実現してきたことや環境整備してきたことを条文化して議決することで、これまでの議会改革の歩みを確固たるものにすることを目標としています。ご提案の「議員の政治倫理の規定」は、現状として議員の政治倫理条例を制定していないため、議会基本条例には定めていません。今後、条例に盛り込むべきとなれば、条例の見直し作業に入らせていただきます。
57	その他	第 8 条の次に次の 1 条を加える。 (専門的知見の活用等)	条例素案の作成にあたり、本市議会がこれまで実現してきたことや環境整備してきたことを条文化して議決すること

		第 8 条の 2 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条の 2 の規定により、市民、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図るものとする。 2 議会は、専門的かつ政策的見識等を討議に反映させるため、地方自治法第 115 条の 2 第 1 項に規定する公聴会及び同条第 2 項に規定する参考人を活用するよう努めるものとする。	で、これまでの議会改革の歩みを確固たるものにすることを目標としています。ご提案の「専門的知見の活用」は、これまで議会改革の取り組み項目に位置付けておりません。なお、専門的事項に係る調査、公聴会や参考人制度は、地方自治法に定めがありますので、議会基本条例に定めがなくても法を根拠に制度を活用することができますので原案のままいたします。
58	その他	第 26 条を第 27 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。 (災害時における議会及び議員の役割) 第 26 条 議会は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害により被害が発生したとき、又は発生する恐れがある場合(以下「災害等」という。)であって、議長が必要と認めるときは、市長等が災害等の対応に専念し、応急活動等を円滑かつ迅速に実施できるよう必要な協力又は支援を行うものとする。 2 議員は、災害等が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所の運営等に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の活動が円滑に行われるよう努めるものとする。 3 前 2 項に定めるもののほか、議会の災害対応に関し必要な事項は、別に定める。	条例素案の作成にあたり、本市議会がこれまで実現してきたことや環境整備してきたことを条文化して議決することで、これまでの議会改革の歩みを確固たるものにすることを目標としています。 議会の「災害時の対応」につきましては、検討する必要がありますことから、議会改革検討会議で検討が始まっています。今後、条例に盛り込むべきとなれば、条例の見直し作業に入らせていただきます。
59	その他	第 27 条を第 28 条とし、第 26 条を第 27 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。 (災害時における議会及び議員の役割) 第 26 条 議会は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223	

		号)第2条第1号に規定する災害により被害が発生したとき、又は発生する恐れがある場合(以下「災害等」という。)であって、議長が必要と認めるときは、市長等が災害等の対応に専念し、応急活動等を円滑かつ迅速に実施できるよう必要な協力又は支援を行うものとする。 2 議員は、災害等が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所の運営等に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の活動が円滑に行われるよう努めるものとする。 3 前2項に定めるもののほか、議会の災害対応に関し必要な事項は、別に定める。	
60	その他	1. 従来から制定されていたと思われる基本条例と今回の「議会基本用例」との違い 近所の市議員からパブリックコメント募集の資料を受け取って、市議会の基本条例だと知りました。それならば、この基本条例が制定される前は、どんな基本の取り決めで議会を運営されてきたのでしょうか。議会を運営していくにはなんらかの取り決めがあったのだらうと思います。この基本条例を制定することによって、今までとどんなことが変わるのでしょうか。その辺を知りたいと思いました。	議会基本条例は、議会運営の細かなルールを定めたり、議会のあり方を大きく変えようとするのが目的ではなく、本市議会がこれまで実現してきたことや環境整備してきたことを条文化して議決することで、これまでの議会改革の歩みを確固たるものにすることを目標としています。 なお、通常の議会運営は「箕面市議会会議規則」に則り行います。
61	その他	2. 地方議会の設置の法的根拠を記載すれば分かりやすいのではないのでしょうか 「第二次世界大戦後、日本国憲法第93条に規定が設けられた普通地方公共団体に、その住民に直接公選された議員をもって組織する議会を議事機関として置くことが明記さ	条文については、原案のままいたします。

		れ、根拠となっている」(ネットから引用)	
62	その他	3. 国会と地方議会の違いを解説に入れたらどうですか。 「国会は国権の最高機関であり、唯一の立法機関であるとされている(憲法第41条)。 これに対して、地方自治制度は首長制を採用しており、普通地方公共団体の議会の議員のみならず長も住民から直接選挙されるため、地方議会は地方公共団体の最高機関ではない。 また、地方議会は条例の制定及び改廃権を有しているが、普通地方公共団体の長も規則の制定・改廃権を有していることから、唯一の立法機関でもない」(ネットから引用)	今後の参考にさせていただきます。
63	その他	4. 箕面市議会基本条例(素案)をより理解してもらうためにイラストを入れる。 最初に条例だけを読みだし、普段使わない法令用語が出てきて解説の必要性を感じましたが、後ろに「解説付き」があったので、十分に理解できました。 その中で、「市長等と議会の関係」や「委員会」などとの関係など、分かりやすいイラストを入れて理解を深めてはいかがでしょうか。	議会基本条例が制定された後に、広く市民のみなさまに条例の内容をお知らせし理解を深めていただくため「概要版」の作成を予定していますので、そちらにイラストを取り入れることを検討します。
64	その他	10. 議会のもとに政策調査機関や諮問機関を設置する 11. 事案ごとに諮問機関を組織し、議会の予算編成審議、政策策定能力を増強する 12. 参考人制度、公聴会制度の導入 13. 議会に市に対する市民の苦情調査や議員立法に向けた研究などを行う専門家や市民の参加する付属機関を置く 14. 議会の委員会のもとに市民委員会を設置する 21. 議員の兼業の禁止、利益相反行為の禁止、職務専念	ご提案については、今後の参考にさせていただきます。 なお、専門的事項に係る調査、公聴会や参考人制度は、地方自治法に定めがあります。法を根拠に制度を活用することができますので、条文は原案のままいたします。

		義務の厳格な運用、罰則の制定	
65	その他	意見、提言など 箕面市議会基本条例を策定させるべき今回素案に対してパブリックコメント手続きによる意見書を募集されたのですが、この素案に至るまでの経緯（平成 28 年 11 月から 15 回の会議の内容）が示されていません。様々な意見があつたはずですが。この情報こそ市民に示されるべきではなかったでしょうか。 議員は市民から直接選挙で選ばれた公職です。その議会、議員の活動の基本を定めた最高規範の議会基本条例はまさに市民の負託を受けた議員の方々がいかに住民福祉向上に向けた活動の方向性を示すものと理解します。	今後の参考にさせていただきます。
66	その他	前文にかかげられています「箕面市議会は二元代表制の一翼を担う機関として、また、住民の意思を代弁する唯一の議事機関としての自覚を持ち、全議員で構成する議会改革検討会議を立ちあげ改革を重ねてきました。」とあります。 この言葉を常に心に持ち住民に対して最善の努力を示し議員は住民の負託を受けてはいますが 100%任されたわけではありませんが議案の修正権・否決権・調査権を持つ公職である事の意識と市民目線を持っていただきたいと思います。自治の主役は市民であり議会に対して期待を持たれなくなれば自治として欠落したものになりかねません。議員一人一人の方の言葉が事実を作っていきます。この基本条例を活動原則として、明確な市政の情報を市民に発信してくださる事を期待します。	今後ともご期待に添えるよう頑張ってまいります。

67	その他	最後に鳥取県知事であった片山善博氏の就任挨拶を掲載させていただきます。「私が議会にお諮りする案件について、県民の意思が他のところにあるとすれば、ためらうことなく修正を加えていただきたいと思います。また、私がお諮りしない案件につきましても、県民の意向を踏まえて必要があれば議員各位の発議により条例の制定などに取り組んでいただくことを望みます。これらのことでの遠慮は私には無用でありますし、これがそもそも我が国地方自治制度が想定している議会本来の姿でもあります。県政にずれがあるとすれば、それはもちろん執行部の責任であります、同時に議会の責任でもあります。私は県民の代表として、真に県民のための県政を実現するため全力を尽くします。議員各位におかれても、同じく県民の代表として県民の総意を県政に反映させるべく、積極果敢な議会活動を展開されることを切望する次第であります。」((株)ぎょうせい発行・月刊「ガバナンス」2015年5月号17頁より)	今後ともご期待に添えるよう頑張ってまいります。
68	その他	市議会が、基本条例を制定し、自己の役割を明確にすることに賛成です。 市議会は立法機関、市長以下の行政は執行機関、という機能の違いはありますが、共に市民の税金で支えられ、市民へのサービスを目的にしていることは共通です。 当然ですが、「市民のために」がこの条例の基本精神であり、特に、第2条四「市民参加の機会の拡充を図り、市民の意見が市政に反映できるよう努めること」は印象的です。 私は箕面市の姉妹都市であるニュージーランド・ハット市との市民間交流に関与してきました。2015年、両市の提携20周年を記念してウオラス市長一行が来箕した際、議員	今後ともご期待に添えるよう頑張ってまいります。 なお、今回は条例素案に対するパブリックコメントですので、個々のご意見に対する回答は控えますが、今後の参考にさせていただきます。

	有志とハット市の議員二名との懇談会に参加しました。 その際、議場に案内したところ、下記の指摘がありました。 ①傍聴席が二階の隅にあるが、ハット市では議員や行政と同じフロアにあって一定のスペースを占め、討論の冒頭ではまず関係市民が発言する。 ②市長以下の理事者席が多いが、仕事の妨げにならないのか。 また懇談会ではハット市の現状について説明がありました。 ①ハット市の人口は10万人余で、箕面市とあまり変わらないが、議員数は約半分、報酬も約半分である。 ②議会は原則として仕事が終わった夕方から開催される。 以上が主な点でしたが、私の所属する市民団体（箕面市ハット市友好クラブ）では現在ハット市の歴史書の翻訳を進めています。その中で知ったのですが、ハット市では市の人口が増え一定の歳入が確保されるまで、長い間議員は無報酬でした。つまりボランティアでした。 イギリスの議会政治の流れをくむニュージーランドの政治制度の下で、市会議員（councilor）はもともとボランティアであったという事実は興味深いものです。 以上の知見は私にとって大変新鮮でした。歴史も文化も違う外国の真似をする必要はありませんが、他国（異文化）の事例を知ること、箕面市の議会活動を考えるうえでも、さまざまなヒントを得ることができるのではないでしょう	
--	---	--

		か。 幸い、箕面市には 20 年以上の歴史を持つ、姉妹都市提携があります。 私の提言は、両市の議会がもっと交流することです。 それも偶発的、単発的なものではなく、両市議会の間で協定を結び、定期的な交流を実現します。例えば、隔年に 2 名ずつ議員を派遣する、等です。(観光視察にならないよう、テーマを決めた方がいいのかもしれませんが)。地域が直面する問題には世界共通のものも多く、政策面でも、相互に学び合う、有益な交流になるのではないのでしょうか。 近年箕面市では、さまざまな団体が異なる関心から、ハット市との交流を深めています。美術協会はハット市の美術協会と作品交流を進め、スカイプを通しての学校間交流、教員の相互派遣なども進んでいます。市議会の定期的交流が実現すれば、こうした流れを加速させ、姉妹都市提携という制度（媒体）が一層生かされることになります。 国際化（グローバル化）は時代の流れであり、箕面市議会も無縁ではありません。国内の他の自治体と比較するだけでなく、グローバル化という観点からも斬新な改革を進めていただきたいと思います。	
69	その他	<意見・提言など> 日本の地方議会を取り巻く状況 1. 「3 ナイ議会」と揶揄され機能不全を起こす組織として批判されている 2. 「3 ナイ」とは、「丸のみ」、「無提案」、「非公開」のこと	今後の参考にさせていただきます。

		3. 立法機能を負えない地方議会人 4. 日本は首長に強い権限が集まる「強首長制」をとっているため、議会の権限が弱い 5. 強首長制とは、首長に、予算編成権、執行部の人事権、再議権（拒否権）があること 6. 首長は予算という”アメ”を使って、議会内に同調するグループを作ろうとする 7. 地方議会は、しばしば首長の「翼賛体制」になるといわれている 8. 首長に過剰に依存する議員 9. 首長は予算に審議過程が始まる前に水面下で議会との調整作業を進める 10. 予算審議は議会の開催前に、住民の目に見えないところで決まってしまう 11. よって、議会審議は交渉が終わった後の成果発表になる場合が多い 12. 議会審議は透明度が低いと住民から批判されている 13. 議会不信 14. 基本条例を制定すること自体が目的化している 議会改革の必要性 1. 議会権限の強化 2. 議会審議の透明度を高める	
70	その他	防災について 今般、自治会から脱退する人、そして自治会の解散をする団体が有ります。市は自治会を進めておられますが、人間	今回は条例素案に対するパブリックコメントですので回答は差し控えますが、今後の参考にさせていただきます。

		関係等色々な事情が有り自治会を辞めざるをえない事もある。6月18日の北部地震の緊急の時も自治会に入っている人だけの防災では、市民全体に伝わらないのではないか？箕面市自体で他市よりも、一歩先に進んだ政策を考えて下さい。	
71	その他	ゆずるバスの運営 日曜、祭日が運休になっていますが。赤バスも阪急箕面駅迄一日せめて数回運行して下さい。後期高齢者は無料化を検討して下さい。	今回は条例素案に対するパブリックコメントですので回答は差し控えますが、今後の参考にさせていただきます。
72	その他	1) 最近の「もみじだより」には、「市民と市長との対話」の文字が見えませんが、どうになりましたか？①どうしてなくなりましたか？②もう再開の予定はないのですか？③ないとすればそれはなぜ？④あるとすればそれはいつ？⑤上記の「会話・提言など」中、指定された時間・場所へ行けない市民が多くあります。市長と直接話せなくても、市民の意見を聴く担当者を設定して市民の要求を聴くという方法もあります。(例：副市長や専門担当者など)。ご検討ください。 2) 箕面中央郵便局付近の街路樹が一方的に伐採された後も再植樹の様子がありません。最近の猛暑常態にあると、特にそれが信号待ちの位置にある場合、信号変化を待つための木陰になる場所すらありません。それが国道・府道の担当であろうと、場所は箕面市内です。担当が異なろうと、それが箕面市内に存在すれば、担当行政部局と話し合っ伐採された市民の憩いになる街路樹をなぜ取り返さないのでしょうか。万一、これができない場合、なぜそれが不可なのか、税金を負担している市民の納得できる説明を市民	今回は条例素案に対するパブリックコメントですので、個々のご意見に対する回答は差し控えますが、今後の参考にさせていただきます。 なお、議会基本条例は議会、議員の活動原則などを定める議会の最高規範となる条例で、個別具体的な施策を定めるものではありません。

		にしてください。 3) 上記2)の街路樹の根元はコンクリートで固められています。これでは樹木は健康な根を生長させられず、台風などが襲来した時、簡単に倒木し、市民にも危険が及びます。街路樹の足元をカバープランツなど低層の緑で覆えば、歩行者も街路樹の足元を踏みつけないばかりか、外観上も美しく、市民の気持ちを和らげてくれます。ぜひご検討下さい。 4) 歩道上の自転車の暴走 自転車は法律上「車両」と決められています。しかし今日の歩道は完全に自転車に占拠され、歩道の主人公である歩行者は安心して歩行できません。このため、事故は多数発生していますが、それを正式にカウントしていないため、事故数になりません。自動車と同様、自転車乗りのために常設の「自転車利用教室」を開設して、歩行者・自転車乗りともに市民に安心できる「自転車利用教育」をしてください。駐輪時のマナーも劣悪で、歩行者に負担をかけない駐輪法すら学ばず、壁に対し下T型の駐輪をして歩道をさらに狭くしています。高齢者を含めてこの状態ですから、子どもも外国人もこれを当然と考え、非常に危険な状態です。箕面市内の自転車事故数は？統計を取っていますか？特に歩行者とその横の非常に狭い空間の隙間ですら、自転車乗りは「後ろから失礼します」の一言すらなくすり抜け、しばしばヒヤッとする場合がありますが、この一言を聞いたことがありません。安心できる歩行を保証してください。	
--	--	---	--

		5) 箕面市内の商店街では商店内は路上に商品を展示して、行動を狭くして交通に不便をかけている商店が多くあります。中には自己の商店は空っぽ状態なのに路地に商品を突き出しています。大売り出しなどのイベントがある場合は商店街組織から（一部？）支援金を援助して路上に商品を出すという方法もありますが、日常的にこれをやられると歩行に困難が生じます。議会として、ぜひご検討ください。 6) 箕面市内ばかりかローカルな地域を含めて日本は自動車だらけになり、徒歩5分のコンビニへ行くにも自家用車利用の時代になりました。そのため歩いたほうが早く到着という有様です。高齢者は運転免許返上といいますが、返上すると代替え移動手段がありません。もうそろそろ、外国のように「自家用車利用制限」を実行しないといけない時代ではないでしょうか。車の番号の偶数・奇数で判別する利用、ある時間帯だけ複数乗車可の利用など、考えられる自動車利用制限があります。今から考えておいてちょうどいいのでは？ 上記を実行できる「基本条例」を作成してください。それが議会の仕事ではないでしょうか。とはいっても、行政だけで実行するためには問題はあるでしょう。もちろん市民に協力を得るよう行政はそうした努力も必要でしょう。イタリアのある地域では市民要求を実現するために市民から公募をして、市民の要求を伝え議員に助言する市民グループがあるそうです。これもご検討ください。	
73	その他	このたび、全議員による様々な議論と、意見交換会などの試行錯誤を経て、条例案がまとめられたこと心より敬意を表したいと思います。議会改革の流れに乗って、形だけの	今後ともご期待に添えるよう頑張ってまいります。

		条例を作って終わっている議会も多数あるなかで、実際に動きながら、それを条例の文面に落とし込んでいこうという意気込みを高く評価します。	
74	その他	「本会議・委員会の中継、録画」「一問一答方式の実施」「地域別意見交換会」など、これまでTEAM箕面市議会が「より市民に開かれた議会」に向けて検討を重ね、具体化してきた努力を評価したい。市議会基本条例（素案）は、議員、委員会、議会諸規則、条例に沿って規範となるものであり、二元代表制をしっかりと認識し、推し進めるものでなければならない。	今後ともご期待に添えるよう頑張ってまいります。
75	その他	箕面市議会基本条例素案策定のご努力に敬意を表します。このたびの北部地震などの災害対策の対応のご苦労にも感謝いたします。 全国の少くない自治体で議会基本条例が制定され、その目的として憲法の定める地方自治の本旨に基づき、議会の機能を高め、市民福祉の向上に寄与することがうたわれています。 箕面市の議会基本条例におかれましても、本条例の目的が市民福祉の向上に寄与すると明快です。箕面市の特性をいかし、公開、民主、公正、公平を貫く地方自治の本旨がいきる議会を願うものです。	今後ともご期待に添えるよう頑張ってまいります。